

2019年12月12日

法務省 民事局長 殿

公益財団法人公益法人協会
理事長 雨宮 孝子

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正案決定手続について
(要望)

一、要望の趣旨

今般の会社法の一部を改正する法律案については、2018年2月28日から同年4月13日までに実施された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」意見募集、及び2019年1月16日の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の法制審議会会社法制部会での決定を経て、2019年10月18日に閣議決定、第200回国会に上程され、審議の結果、12月4日に成立したところである。

他方、この法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についても、同時に国会に上程されたわけであるが、その中には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に「一般法人法」という）が含まれている。この改正案については、実質的な改正部分が含まれているにも拘らず、関係法律の整備等に関する法律と認識されているためか、パブリックコメントにも付されず、関係者への周知徹底もなく、閣議決定を経て国会に上程されている。

当協会はこのような一般法人法の改正案の決定手続きについては、

- ①一般法人法は非営利法人ならびにそれをベースに公益認定を取得する公益法人の基本法であり、会社法とは本来的には関係をもたないこと、
- ②今般の一般法人法の改正内容については、会社法の一部改正に伴う整備による改正であることを超えた実質的な中味が含まれており、本来は一般法人法プロパーの改正手続きをとるべきこと、

と考えている。

今後このような改正の場合の手続きについては、パブリックコメント等により広く一般から意見を求め、一般法人法に基づき法人運営を行っている法人に負荷と混乱を招かないようにすべきと考え、以下に意見を敷衍して述べるものである。

なお、2014年の会社法の一部改正の際にも同趣旨の要望を提出した経緯があり、その際には、今後善処する旨の回答を得ていることを付言する。

二、一般法人法と会社法の関係等について

今般の改正案も、会社法の関係法律として一般法人法が位置付けられており、会社法改正案の内容の一部がそのまま一般法人法の改正案として提出されている。どのような判断でその一部だけが改正案になったのかその一部について推測はできるが全く明らかではない。

一般法人法は、立法経緯から分る通り（※1）、実質的に旧民法の公益法人の部分を改正した（※2）非営利法人の基本法であり（※3）、会社法との外見的相似に係らず、独自の存在理由を保有している。従って仮に会社法の改正があっても、それによる調整は直接的かつ技術的な整備に限られるべきであって（※4）、実質的に内容の改正を伴う場合は、一般法人法として独立した検討を行い、改正手続きも単独立法と同様の手続きとすべきと考える。

（※1）立法経緯については、新公益法人制度研究会編「一問一答公益法人関連三法」（株式会社商事法務 2006 年刊）5 頁～6 頁参照。

（※2）公益法人の認定については、旧民法の一元的制度から一般法人法により設立された一般法人の公益性を公益認定法により認定することとし、一般法人法と公益法人認定法がセットとされている。上掲「一問一答公益法人関連三法」187 頁参

（※3）「一般法人法は、固有の政策目的に従って制定される個別的立法に比して、剰余金の分配を目的としない社団、財団についてのより一般的な法人制度について定めた法律であるということが出来る。」（上掲「一問一答公益法人関連三法」18 頁参照。）

（※4）因みに一般法人法において会社法が準用されているのは、第 333 条等些少の条文のみである。

三、改正案の内容について

今回の改正案の内容については、下記の通り関係法律の整備にとどまらず、一般法人法の従前の内容を改正したものが含まれている。

- (1) 社員総会の重要性とデジタル化を踏まえて、総会資料のインターネット（ウェブサイト）上での提供を、印刷等のコストを削減し、資料を充実して、社員からの個別承認を経ずに定款で定める方法により、現在より 1 週間早く 3 週間前の提供を認める規定
- (2) 社員総会の実効性を高めるための、議案の一部の社員による提案権濫用を防ぐための事項の明確化等の規定（衆議院での修正により今回はこの項目は削除）
- (3) 役員等（評議員含まず）の賠償責任リスクが高まっているなかで、過度にリスクを回避することなく伸び伸びと経営が行えるよう業務上抱えるリスクの軽減策として、賠償責任を負った場合には弁護士費用や賠償金を法人が補償できること、その対象事項の明確化の規定。加えて、役員等の職務執行に対する責任追及による損害を補てん

- する法人の保険会社との間で締結する保険契約の内容は理事会決議による等の規定
- (4) 成年被後見人および被保佐人の権利擁護の観点から、役員等（評議員含む）の欠格事由から当該者の審判事由が削除され、また同人が役員等に就任する場合の手続きおよびその責任の整備の規定
 - (5) 役員等（評議員含まず）の責任追及の訴訟の和解時の各監事の同意の規定
 - (6) 議決権行使書等の閲覧等の整備の規定（社団法人のみ）
 - (7) デジタル化により、従たる事務所の所在地での登記の規定を削除

上記項目のうち、特に(1)については、①株式会社と異なり、社員から現行より早い情報提供を求める声は少なく、②現行では社員からの資料の提供要求はほとんど文書ベースであり、電子提供のニーズは少なく、仮に両者が並存する場合に提供期間が異なることは混乱を招きかねないこと、③法人サイドにおいては、現行の2週間を事務手続き上、短縮する要望が強いこと等から、反対である。

四、おわりに

以上を要するに、一般法人法は会社法とは異なった独自の存在理由をもった法律であり、今後その改正等に当っては、その意義を踏まえて、一般法人法の固有の問題として取扱うことを要望するものである。

以上